



青森県報

号外第六十九号

平成十四年七月三日(水曜日)

目次

規則

副知事複数制の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則… (人事課) … 一
 青森県行政組織規則の一部を改正する規則… (同) … 一
 青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則… (税務課) … 二

訓令

副知事複数制の廃止に伴う関係訓令の整備に関する訓令… (人事課) … 三

告示

知事の職務を代理する副知事の順位の廃止… (人事課) … 五

規則

副知事複数制の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木村守男

青森県規則第五十九号

副知事複数制の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

(青森県知事の職務を代理する副知事の順序を定める方法に関する規則の廃止)

第一条 青森県知事の職務を代理する副知事の順序を定める方法に関する規則(昭和四十七年七月青森県規則第四十四号)は、廃止する。

(青森県職員委員会規則の一部改正)

第二条 青森県職員委員会規則(昭和三十六年四月青森県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七名」を「六名」に改め、同条第三項中「七名中四名」を「六名中三名」に、「あて」を「充て」に改める。

(青森県褒賞規則の一部改正)

第三条 青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条第一項の規定による順序の例により」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木村守男

青森県規則第六十号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように

改正する。

第十一条の総務学事課の項の第二十八号中「こと」の下に「(個人情報保護審査会に関する事務中市町村振興課の分掌に係る事務を除く。)」を加える。

第十一条の二の市町村振興課の項の第二十四号を次のように改める。

二十四 個人情報保護審査会及び自治紛争処理委員に関すること(個人情報保護審査会に関する事務中市町村振興課の分掌に係る事務に限る。)

第十六条の監理課の項の第十六号中「及び土地収用あつ旋委員」を「土地収用あつせん委員、土地収用仲裁委員及び土地収用事業認定審査会」に改める。

別表第六青森県総合開発審議会の項の次に次のように加える。

青森県 個人情報 保護 審査会	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における同法第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	五人以内	二年 委員 の互 選	市町村振興課
--------------------------	---	----------	-----------	------	---------------------	--------

別表第六青森県土地収用あつ旋委員の項中「青森県土地収用あつ旋委員」を「青森県土地収用あつせん委員」に、「あつ旋に」を「あつせんに」に改め、同項の次に次のように加える。

青森県 土地収 用	土地収用法第十五条の七の規定による土地等	土地収用法の規定による。	土地収用法の 土地収 用	土地 収用	監
-----------------	----------------------	--------------	--------------------	----------	---

用仲裁 委員	の取得に際しての対償のみに関する紛争についての仲裁に関すること。			規定に よる。 規定 によ る。	理 課
-----------	----------------------------------	--	--	------------------------------	--------

青森県 土地収 用事業 認定審 議会	土地収用法第二十五条の二第二項の規定により事業の認定に関する処分について意見を答申し、及び同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。	会長 副会 長 委員	学識経験を有する者	五人以内	二年 委員 の互 選	監 理 課
--------------------------------	--	---------------------	-----------	------	---------------------	-------------

附 則

この規則は、平成十四年七月十日から施行する。ただし、第十一条及び第十一条の二の改正規定並びに別表第六青森県総合開発審議会の項の次に青森県個人情報保護審査会の項を加える改正規定は、平成十四年八月五日から施行する。

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第六十一号

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則(平成十一年七月青森県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「第五条若しくは第八条又は」を「若しくは第五条又は第九条第

一項及び第二項、」に改める。

第三条中「第九条第二項」を「第九条第三項」に、「特別償却設備、条例第五条の特定設備、条例第八条第一号」を「特定設備、条例第五条第一号の特別償却設備、条例第九条第二項第一号」に、「特別償却設備を」を「特定設備を」に改める。

第四条第一項及び第五条中「第七条、第十一条及び第十四条（条例）」を「第八条及び第十一条（条例第十四条、）」に改める。

第六条第一項中「第七条、第十一条及び第十四条」を「第八条及び第十一条」に、「特別償却設備、条例第五条の特定設備、条例第八条第一号」を「特定設備、条例第五条第一号の特別償却設備又は条例第九条第二項第一号」に改め、「又は条例第十二条第二項第一号の特別償却設備」を削り、「同条第二項中「第十七条」を「第十四条、第十七条」に、「第十四条」を「第十一条」に改め、「還付申請書を」の下に、「条例第十二条第二項第二号の適用家屋、」を加える。

第一号様式の注の2、第四号様式の注の2及び第五号様式の注の1中「償却した船舶」の次に「又は海上の浮体式設備又は浮体式の区域内において燃焼の燃料以外の用「非ずる特別設備を新設等した船舶」を加え、「正設特別設備」を「これらの設備」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）第十二条第一項及び第二項の規定により事業税及び不動産取得税の不均一課税を受けようとする者は、平成十四年三月十九日以後この規則の施行の日から三十日を経過する日の前日までの間に改正後の青森県税の特別措置に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）（第二条第一項の表事業税の項及び不動産取得税の項に掲げる申告書（以下「申告書」という。）の提出期限が到来する場合には、改正後の規則第二条第一項の規定にかかわらず、不均一課税申請書を、この規則の施行の日から三十日以内に県税事務所に提出しなければならない。

3 青森県税の特別措置に関する条例第十二条第一項及び第二項の規定の適用がある者について、平成十四年三月十九日以後この規則の施行の日から三十日を経過する日の前日までの間に申告書の提出期限が到来する場合における改正後の規則第三条、第四条第一項及び第六条第二項の規定の適用については、改正後の規則第三条中「条例第二条の特定設備、条例第五条第一号の特別償却設備、条例第九条第二項第一号の特別償却設備又は条例第十二条第二項第一号の特定設備を事業の用に供し

た日の属する年又は事業年度に係る事業税の申告書の提出期限までに」とあり、改正後の規則第四条第一項中「県税条例第八十六条の規定により当該土地の取得に係る申告書を提出する際併せて」とあり、及び改正後の規則第六条第二項中「条例第十二条第二項第二号の適用家屋、条例第十五条第二項第一号の適用家屋又は条例第十八条第二項第一号の適用家屋の取得に係る県税条例第八十六条の規定による申告書を提出する際併せて」とあるのは、それぞれ「青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成十四年七月青森県規則第六十一号）」の施行の日から三十日以内に」とする。

訓 令

青森県訓令甲第三十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

副知事複数制の廃止に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成十四年七月三日

青森県知事 木 村 守 男

副知事複数制の廃止に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（青森県庁議運営規程の一部改正）

第一条 青森県庁議運営規程（昭和三十七年四月青森県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定による順序により」を削る。

（青森県副知事の事務分担等に関する規程の廃止）

第二条 青森県副知事の事務分担等に関する規程（昭和四十七年七月青森県訓令甲第二十七号）は、廃止する。

（青森県事務専決代決規程の一部改正）

第三条 青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一

部を次のように改正する。

第二条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条中第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第八条第一項中「当該事務を担当する」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。

第九条第二項中「ときは」の下に「、政策推進室にあつては政策推進室長が」を加え、同条第三項を削る。

別表第一市町村振興課の項の第一号中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。

(青森県職員表彰規程の一部改正)
第四条 青森県職員表彰規程(昭和二十八年七月青森県訓令甲第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項を次のように改める。
2 会長には副知事を、副会長には出納長を、委員には各部長、政策推進室長及び人事課担当の総務部次長をもつて充てる。

(青森県物価対策連絡会議規程の一部改正)
第五条 青森県物価対策連絡会議規程(昭和四十一年三月青森県訓令甲第四号)の一部を次のように定める。

第三条第二項中「環境生活部担当の」を削る。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)
第六条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「商工観光労働部担当の」を削り、「あてる」を「充てる」に改める。

(青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部改正)
第七条 青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程(平成二年三月青森県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「県土整備部担当の」を削る。

(青森県土地利用対策会議規程の一部改正)
第八条 青森県土地利用対策会議規程(昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号)

の一部を次のように改める。

第四条第二項中「議長が指名する」を削る。

(青森県八戸港漁業補償対策会議規程の一部改正)
第九条 青森県八戸港漁業補償対策会議規程(昭和四十九年十一月青森県訓令甲第三十七号)の一部を次のように改める。

第三条第二項中「県土整備部の所掌事務を担当する」を削る。

附 則
(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。
(公社等改革推進チーム設置規程の一部改正)

2 公社等改革推進チーム設置規程(平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二条第五号」を「第二条第三号」に、「同条第七号」を「同条第五号」に、「同条第八号」を「同条第六号」に改め、「同規程第四条第二項中「政策推進室及び企画振興部」とあるのは「公社等改革推進チーム」とを削り、同条第二項中「第二条第五号」を「第二条第三号」に改め、「同規程第八条第三項及び第九条第三項中「政策推進室及び企画振興部」とあるのは「公社等改革推進チーム」とを削る。

(イベントプロジェクトチーム設置規程の一部改正)
3 イベントプロジェクトチーム設置規程(平成十四年三月青森県訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二条第五号」を「第二条第三号」に、「同条第七号」を「同条第五号」に、「同条第八号」を「同条第六号」に改め、「同規程第四条第二項中「政策推進室及び企画振興部」とあるのは「イベントプロジェクトチーム」とを削り、同条第二項中「第二条第五号」を「第二条第三号」に改め、「同規程第八条第三項及び第九条第三項中「政策推進室及び企画振興部」とあるのは「イベントプロジェクトチーム」とを削る。

(並行在来線対策室設置規程の一部改正)
4 並行在来線対策室設置規程(平成十二年三月青森県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に、「同条第八号」を「同条第六号」に改め、同条第二項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改める。

(自治体病院機能再編成推進チーム設置規程の一部改正)

5 自治体病院機能再編成推進チーム設置規程(平成十三年十二月青森県訓令甲第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に、「同条第八号」を「同条第六号」に改め、同条第二項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改める。

(ITER誘致推進室設置規程の一部改正)

6 ITER誘致推進室設置規程(平成十四年五月青森県訓令甲第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に、「同条第八号」を「同条第六号」に改め、同条第二項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改める。

(あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程の一部改正)

7 あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程(平成十三年十二月青森県訓令甲第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に、「同条第八号」を「同条第六号」に改め、同条第二項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改める。

告

示

青森県告示第三百三十八号

昭和五十四年三月二十六日青森県告示第二百五十九号(知事の職務を代理する副知事の順位)は、廃止する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木 村 守 男

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭